

委員会提出議案第2号

南相馬市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について

上記の議案を別紙のとおり南相馬市議会会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

令和4年6月23日提出

南相馬市議会議長 中川庄一様

議会運営委員長 渡部寛一

提案理由

予算決算常任委員会を新たに設置し、一般会計予算に係る議案の分割付託を解消するとともに、予算・決算審査を総合的かつ一体的に行うため、必要な改正を行うものである。

南相馬市条例第 号

南相馬市議会委員会条例の一部を改正する条例

南相馬市議会委員会条例（平成18年南相馬市条例第241号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線又は太枠で表示された部分（以下「改正部分」という。）を、改正後の欄の改正部分に改める。
- (2) 次の表中、改正後の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正後の欄の改正部分を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正前の欄の改正部分を削る。

改正後			改正前		
(常任委員会の所属等) 第2条 【略】 2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次表のとおりとする。			(常任委員会の所属等) 第2条 【略】 2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次表のとおりとする。		
名称	定数	所管	名称	定数	所管
【略】			【略】		
建設経済常任委員会	7人	経済部、建設部及び農業委員会の所管に属する事項	建設経済常任委員会	7人	経済部、建設部及び農業委員会の所管に属する事項
予算決算常任委員会	21人	一般会計の予算及び決算に関する事項			

附 則

この条例は、令和4年9月1日から施行する。